

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### △米国議会、金利平衡税を1971年3月末まで延長

米国議会は10月9日、政府の要請どおり金利平衡税を1971年3月末まで延長する法案を可決した。

金利平衡税は1963年7月から実施され、65年12月、67年7月と2回にわたり延長が行なわれ、さらに期限切れの8月以降について再々延長が提案されていたが、議会の一部に同法廃止を求める声もあって審議が難航したため、本年9月末まで暫定的に2か月間延長する措置が講じられていたもの。

なお、同法延長と同時に、大統領に対し新規発行証券について既発行証券より低い税率を適用する権限を与えるという条項が加えられた。

#### △ニューヨーク連銀、オーストリア国民銀行等3中央銀行とのスワップ限度額を拡大

ニューヨーク連邦準備銀行は10月9日、オーストリア国民銀行、デンマーク国民銀行、ノルウェー銀行とのスワップ限度額をそれぞれ1億ドル増額して2億ドルとする

#### ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(1969年10月9日現在、単位・百万ドル)

	スワップ限度額
オーストリア国民銀行	200
ベルギー国民銀行	500
カナダ銀行	1,000
デンマーク国民銀行	200
英蘭銀行	2,000
フランス銀行	1,000
ドイツ・ブンデスバンク	1,000
イタリア銀行	1,000
日本銀行	1,000
メキシコ銀行	130
オランダ銀行	300
ノルウェー銀行	200
スウェーデン銀行	250
スイス国民銀行	600
国際決済銀行 (うちスイス・フラン分)	1,600 ( 600)
総額	10,980

る旨発表した。本措置は、当時のマルク投機による短資大量流失の状況にかんがみ、これら諸国の外貨準備を補強するため採られたものとみられている。この結果、ニューヨーク連銀と14か国中央銀行および国際決済銀行との間のスワップ網は、総額10,980百万ドルとなった。

### 欧洲諸国

#### △EEC、マルク切上げに伴う農産物問題で合意

マルク切上げに伴う西ドイツ農民所得の減少問題について、EEC理事会は10月27日、次のような方針で対処することで合意に達した(9月号「要録」参照)。

(1)西ドイツの輸出補助金、輸入課徴金の率を従来の6.0%から8.5%に引き上げ、10月27日以後6週間存続させる(注)。

(2)上記期間経過後は1U.C.=3.66マルク(新平価)に変更し、西ドイツ農民への所得補償は同国政府およびEEC農業指導保証基金からの補助金によって実施する。西ドイツ政府は、同国農産物の付加価値税率を引き上げる。

なお、細目についてはEECで引き続き検討中と伝えられる。

(注) 9月30日以後、ブンデスバンクが平価維持操作を停止していた間、EEC理事会は、西ドイツの農産物輸出入について6.0%(10月20日以前5.0%)の調整金を付することを暫定的に認めていた。なお、西ドイツ農産物のU.C.建価格をマルク建に換算する率は、1U.C.=4.0マルクに据え置かれることとなる。

#### △英国、表面金利8.75%の長期国債を発行

英国政府は10月3日、表面金利8.75%の長期国債の発行を発表した。これは、前回発行の長期国債(7月、表面金利9%)、詳細8月号「要録」参照)同様、英蘭銀行のオペ種植てんを図る趣旨のもので、ただ発行条件は、最近の長期国債市況の持直しを映していくぶん改善されている。

長期国債発行要項(カッコ内は前回)

金額	4億ポンド(4億ポンド)
期間	28年(25年)
価格	95ポンド(96ポンド10シリング)
表面金利	8.75%(9.0%)
応募者利回り	9.254%(9.367%)

#### △英国、輸入預託金制度を延長

10月21日、ジェンキンズ財相は下院において、12月4日に期限切れとなる現行輸入預託金制度について、預託

比率を引き下げ(50→40%、43年12月号「要録」参照)たうえ、さらに1年間延長する措置を探る旨を表明した。

また同時に、非スターリング地域への観光旅行者の外貨持出制限(現行年間1人50ポンド相当以内)等についても、これを緩和する意図のないことを明らかにした。

#### ◇西ドイツ、マルク平価を切上げ

西ドイツ政府は10月24日(金)夜、マルク平価の切上げ(1ドル=4.0→3.66マルク)を発表し、IMFの承認を得て10月27日(月)から実施した。切上げ率は、IMF方式(外貨建)で9.29%、自国通貨建で8.5%となる。これに伴い、ブンデスバンクは、9月30日以降停止していた平価維持操作を再開した。

#### マルクの新旧平価および変動幅

		新 平 價 (1969年10月 (27日以降)	旧 平 價 (1961年3月6日 ～69年10月26日)
	1米ドル	3.66 マルク	4.0 マルク
IMF平価	1 マルク	純金 0.242806グラム 27.3224 米セント (98.36円)	純金 0.222168グラム 25.00 米セント (90.00円)
実効変動幅 (対米ドル)	上 限	3.63 マルク (+0.82%)	3.97 マルク (+0.75%)
	下 限	3.69 マルク (-0.82%)	4.03 マルク (-0.75%)
IMF限度 (対米ドル)	上 限	3.6234 マルク (+1%)	3.96 マルク (+1%)
	下 限	3.6966 マルク (-1%)	4.04 マルク (-1%)

#### ◇西ドイツ、輸出入調整金制度を廃止

西ドイツ政府は10月24日、マルク平価の切上げ決定に伴い、輸出入調整金制度(43年12月号「要録」参照)を廃止することとした(注)。なお、同制度は平価維持操作停止後のマルク相場の上昇に対応して、10月11日以降12月1日までの間の適用停止が決定されていた。

(注) 同制度は法律に基づくものであるが、その廃止および調整金率の引下げは政令による(同法律第9条)。

#### ◇ブンデスバンク、平価維持操作停止後もドル売り実施

9月30日以降10月24日まで、ブンデスバンクは平価維持操作を停止していたが、この間同行は、状況に応じドルの売りオファー(レート次表)を行なった。これにつき同行では、当時リーズ・アンド・ラッグズ等により流入していた短資(約40数億ドル)が流出はじめたため市場

#### ブンデスバンク売りオファー・レートの推移

	レート(対1米ドル)
9月30日	3.8400 マルク
10月1日	3.8300
〃	3.8000
2日	3.8025
〃	3.7900
3日	3.7850
〃	3.7700
6日	3.7625
〃	3.7550
7日	3.7500
13日	3.7450
〃	3.7375
〃	3.7300
〃	3.7325
14日	3.7340
15日	3.7325
〃	3.7300
17日	3.7280
23日	3.7240

にドルを供給したものであり、これがなければ相場はむしろ非常にゆがめられたものとなつたであろうと説明している(同行月報10月号)。ちなみに、10月1日から23日までのブンデスバンクの金・外貨準備は約6.6億ドル減少した。

#### ◇西ドイツ、プラント内閣の成立

西ドイツ連邦議会は10月21日、プラント社会民主党首を首班に指名する旨の連邦大統領提議を僅少差(注)で可決、ここに戦後はじめて社会民主党内閣が誕生した。新内閣は今次総選挙において第2、第3党となった社会民主党(SPD)と自由民主党(FDP)との連立政権であるが、これまでのキリスト教民主社会同盟(CDU-CSU、第1党)とSPD(第2党)とのいわゆる「大連立」に対して「小連立(Mini-koalition)」と呼ばれている。

なお、シラー経済相(SPD)は留任、農相には従来のシュトラウス(CDU-CSU)に代わってSPDのメラーが就任した。

(注) 賛成251票、反対235票、棄権5票、無効・欠席5票(首相当選には連邦議会の過半数<249票>の支持が必要)。

新内閣の閣僚、以下のとおり。

首 相	Willy Brandt(SPD)
外 相	Walter Scheel(FDP)
内 相	Hans Dietrich Genscher(FDP)

法相	Gerhard Jahn(SPD)
国務相	Horst Ehmke(SPD)
蔵相	Alex Möller(SPD)
経済相	Karl Schiller(SPD)
国防相	Helmut Schmidt(SPD)
農林相	Josef Ertl(FDP)
労働相	Walter Arendt(SPD)
交通・郵政相	Georg Leber(SPD)
保健・家庭相	Käte Strobel(SPD)
経済協力相	Erhard Eppler(SPD)
住宅・都市建設相	Lauritz Lauritzen(SPD)
ドイツ問題相	Egon Franke(SPD)
教育・科学相	Hans Leussink(無所属)

始した(カッコ内は旧レート)。  
 短期貸出金利(基準レート) 8.2% (7.2%)  
 中期貸出金利(ただし輸出関係分は据置き<8.5%>) フランス銀行再割適格 同非適格  
 5年もの 10.0%\*(8.5%) 10.75% (9.25%)  
 (注) \* すでに市中銀行に持ち込まれているものは9.5%。  
 なお、6、7年ものについては検討中と伝えられる。

#### ◇フランス、1970年度予算案を決定

フランス政府は、10月8日の閣議で1970年度予算案を決定したが、同案では9月の閣議決定(10月号「要録」参照)の線に沿い、収支均衡化が図られている。

- (1) 一般予算歳出は、給与等人事費を含む民生費の抑制、教育・通信関係を除く資本費の大幅削減などにより、総額1,579億フランに抑えられている。伸び率は前年度当初予算比6.2%増と69年度(同16.7%増)を大幅に下回るのみならず、名目GDPの予想伸び率8.9%以下になっている。
- (2) 一般予算歳入は、所得税の減税幅(6%)が名目所得の伸びより小さいこと、法人税の增收(+60%)が見込まれることなどから、総額1,599億フランと前年度当初予算比11%の增收見込み。
- (3) 一般予算の収支じりは前年度(当初予算46億フランの赤字)とは様変わりの20億フランの黒字となっており、融資予算を加えた総合収支じりでも1億フランの黒字(前年度当初予算64億フランの赤字)と均衡を達成。
- (4) 明年度の政府支出計画のうち、22億フランを景気調

#### ◇フランス、公定歩合引上げ等の金融引締め強化措置を実施

1. フランス銀行は10月8日、公定歩合の引上げ(7.0→8.0%)を決定し、9日から実施した。これは昨年の5月危機以来4回目の引上げであるが、主として国内経済の過熱に対処して採られたものとみられている。なお、8%は今世紀最高の水準。

同行の新貸出金利体系、次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	8.0% (7.0%)
証券担保貸付利率	9.5% (8.5%)
輸出関係手形(短期)	8.0% (7.0%)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(据置き)
輸出関係手形(中期)	4.0% (〃)
中小企業向け特別貸付制度による手形割引率	3.5% (〃)

2. 上記引上げに統いて、同行は次の引締め強化措置を決定した。

- (1) 市中銀行の中期信用手形保有率(43年12月号「要録」参照)を引き上げ(14.0→15.0%)、10月10日から実施する(凍結資金量は約10億フランと伝えられる)。
- (2) 設備、建設関係中期信用のうち、フランス銀行による流動化の引当てとなる手形は、従来、満期日まで3年以内のものに限ってきたが、これを2年以内に短縮し、11月1日から実施する。
- (3) 貸出規制を逸脱した銀行に対しては、罰則として規制枠超過相当額をフランス銀行に強制預託(無利息)させる。

#### ◇フランス、市中貸出金利を引上げ

フランス銀行協会は、前項の公定歩合引上げに伴い市中銀行貸出金利の引上げを決定、10月10日から適用を開

#### フランスの1970年度予算案

(単位・百万フラン)

	1969年度 予算	1970年度 予算案	前年比 (%)
一般予算			
一般予算歳出	148,696	157,930	+ 6.2
民生費	100,692	109,984	+ 9.2
資本費	21,961	20,680	- 5.8
軍事費	26,043	27,266	+ 4.7
一般予算歳入	144,060	159,950	+ 11.0
収支じり(I)	△ 4,636	2,020	-
融資予算			
歳出	3,928	4,218	+ 7.4
歳入	2,210	2,293	+ 3.8
収支じり(II)	△ 1,718	△ 1,925	-
総合収支じり(I+II)	△ 6,354	95	-

整基金へ凍結する(注)(本年度分52億フランと合わせ、凍結総額は約74.6億フラン)。

(注) フランスの予算法では、公共事業等、支出が他年度にわたる場合は、通常最初の予算法において事業計画全体を承認することとなっており、景気調整基金への凍結額は、この支払計画ベースで計上される。したがって、当該年に実際の歳出額となるのはその一部である。

#### ◇フランス、1970年経済見通しを発表

フランス政府は10月8日、明年度予算案と同時に1970年経済見通しを発表、あわせて1969年見通しを改訂した。

##### (1) 1970年経済見通し

1970年のGDP(国内総生産)は、家計消費と設備投資との伸び率半減を主因に実質成長率4%と前年成長率に比し大幅な低下が見込まれる。対外面では、内需の落着きとフラン切下げ効果の発現により貿易収支は17億フランの黒字となることが期待される(本年77億フランの赤字の見込み)。

##### (2) 1969年経済見通しの改訂

実質ベースでみると、投資、輸出ともかなり当初見通しを上回ることになったため、GDP実質成長率は8.6%と60年代最高(注)が見込まれるうえ、輸入増加率も21.7%と大きく増額改訂された。消費者物価は+6.9%と過去5年間平均(+3.2%)の2倍強の上昇見込み。

(注) 60年代のこれまでの最高は8.0%(60年)。

#### フランスの経済見通し

(前年比増加率・%)

	1968年 実績	1969年		1970年
		当初見通し	改訂見通し	見通し
G D P	4.2	7.6	8.6	4.0
輸 入	12.1	12.7	21.7	3.0
家 計 消 費	4.4	7.1	7.1	3.5
企 業 投 資	7.0	8.4	11.0	6.0
輸 出	10.5	10.1	16.8	13.6
消 費 者 物 価	4.9	4.1	6.9	4.9

#### ◇フランス、市中貸出規制の延長等を実施

1. 国家信用理事会は11月5日、現行市中貸出規制を明年6月末まで半年間延長することなどを決定した。その概要次のとおり。

(1) 市中銀行(預金銀行、事業銀行、中長期信用銀行)の貸出限度額を68年9月末を基準(100)に下記の範囲内に抑制する。ただし、輸出、設備、住宅関係の中期信用

でフランス銀行での流動化適格分およびモーゲージ市場(marché hypothécaire)(注1)適格分は別枠。

1970年1月末	103.5
2 ヶ	103.0
3 ヶ	103.5
4 ヶ	106.0
5 ヶ	105.5
6 ヶ	107.0

(2) 設備、住宅関係の中期信用でフランス銀行での流動化適格分については、明年上半期中の増加率を各6%以内にとどめる(注2)。

(3) モーゲージ市場適格分については、明年上半期中の増加額を毎月265百万フランに抑える(注2)。

2. 今次措置は、これまでの引締め措置にもかかわらず総需要の水準はなお高く、フランス経済の基礎的均衡がまだ回復していないため採られたものといわれ、とくに従来未規制の住宅関係中期信用およびモーゲージ市場適格分について新たに規制が課されたことなどから、相当にきびしい引締めと受け取る向きが多い。

(注1) 1966年10月、大蔵省とクレディ・ポン・シ(不動産銀行)によって作られたフランスの住宅金融市場。自己資金量等について一定の条件を備えた金融機関、保険会社等は長期(10年以上)の住宅建設貸付金債権を引当てて10万フラン単位(最高5百万フラン)の約束手形を振り出して、同市場で売却することが認められている(1~5年の買戻し条件付き売却も可)。おもな買手は、銀行、その他金融機関、保険会社、投資会社等。

(注2) 設備、住宅関係の中期信用は、本年6月末で昨年末比14%増、モーゲージ市場適格分は1~6月中月平均580百万フラン増と伝えられる。

#### ◇ノルウェー、公定歩合の引上げと物価の凍結を実施

ノルウェー銀行は9月26日、公定歩合を1%引き上げて4.5%とし、翌27日から実施する旨発表した。同国の公定歩合は1955年2月以降据え置かれており、今回は約14年ぶりの変更である。

今次措置につき同行は、「海外金利高騰に伴う資本流出の増大に対処するため」と説明している。事実同国では、内外金利差の拡大とともに輸出代金の海外運用、輸入代金の先払いなどの動きがみられ、これによる国内金融市場のひっ迫、とくに民間、公共両部門の長期資金調達難が問題となっていたと伝えられる。

なお、国内経済は輸出・住宅建設需要等を中心に拡大を続け、労働需給もしだいに引き締まってきており、これまでのところ物価上昇は比較的ゆるやかであり(消費者物価、8月前年同月比+3.1%)、過熱傾向とはみられていない。

一方、政府は同日、耐久消費財、建設資材、電力料金等に関する物価凍結令の実施を発表(即日発効)した。こ

### ノルウェーの主要経済指標

	1968年	1969年					
		3月	4月	5月	6月	7月	8月
*鉱工業生産指数	132 ( 3.9)	135 ( 4.6)	136 ( 5.4)	136 ( 0)	139 ( 9.4)	143 ( 5.9)	138 ( 4.4)
機械受注指数	186 ( 42.0)	183 ( 51.2)	...	...	140 ( 28.4)	...	...
*小売売上高指数	143 ( 5.1)	161 ( 11.4)	145 ( 4.3)	152 ( 6.3)	161 ( 13.4)	159 ( 11.6)	...
*失業者数(千人)○	16.5 ( 11.4)	16.7 ( 14.5)	15.3 ( 15.7)	17.0 ( 19.1)	20.8 ( 21.7)	24.0 ( 22.7)	19.7 ( 21.2)
賃金指数	144 ( 7.5)	154 ( 12.4)	...	...	158 ( 12.1)	...	...
卸売物価指数	108 ( 0.9)	108 ( 0)	108 ( 0)	108 ( 0)	109 ( 0)	109 ( 0.9)	109 ( 0.9)
消費者物価指数	123 ( 3.4)	125 ( 2.5)	126 ( 3.3)	126 ( 3.3)	127 ( 3.3)	127 ( 3.3)	127 ( 3.1)
*輸出(FOB)	月平均 ( 11.7)	162 ( 25.7)	191 ( 20.1)	185 ( 17.7)	186 ( 4.1)	178 ( 24.9)	173 ...
*輸入(CIF)	百万ドル ( - 1.3)	226 ( 1.8)	222 ( - 5.4)	211 ( 4.7)	247 ( 2.8)	218 ( 23.7)	248 ...
*貿易じり○	△ 64 ( △ 84)	△ 31 ( △ 69)	△ 26 ( △ 70)	△ 61 ( △ 78)	△ 40 ( △ 42)	△ 74 ( △ 61)	...
金・外貨準備高○ (IMFポジションを含む、百万ドル)	702 ( 677)	635 ( 651)	639 ( 680)	630 ( 673)	657 ( 693)	645 ( 709)	652 ( 730)

(注) 1. \*印は季節調整済み、カッコ内は前年同期比(%)。ただし○印は前年同期実数。

2. 指数は1963年=100。

資料: OECD; Main Economic Indicators, I F S.

れば、明年1月に予定されている付加価値税制への移行に伴う便乗値上げを予防するためと説明されている。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇シンガポール、自由貿易地区を設定

シンガポール政府は、9月1日、シンガポール港およびジュロンの2か所を自由貿易地区に指定した。

今回の措置は、1966年9月制定の「自由貿易地区法(Free Trade Area Zones Act 1966)」に基づくもので、同地区内における貨物の貯蔵、販売、加工などの業務がとくに優遇、保護される。

近年、同国では工業化を推進するため、保護関税品目の増大や、輸入割当制度の拡大を実施しているが、これが同国的主要機能である中継貿易(貿易総額の7割を占める)を阻害する傾向にあるため、その解決策として自由貿易地区の設定が必要となったものである。

#### ◇豪州、外資系企業に対する国内借入れ規制を発表

豪州政府は、9月25日、外資系企業の国内借入れに対する新ガイドラインを発表した。その概要は次のとお

り。

(1) 国内借入れ(銀行借入れ、社債発行、企業間信用、コール・マネーなどを含む)(注1)は運転資金についてのみ認め、海外送金、輸入、国内企業の株式取得などを目的とする借入れは認めない。

(2) 外資系企業の借入れ総額に対する国内借入れの比率は、豪州側の当該企業に対する出資比率以下とする(注2)。

(注1)、(注2) 転換社債は借入れに含めるが、その2分の1を豪州側の出資比率に算入する。

(3) 外資比率25%以下の企業および期間1年以内で金額10万豪ドル以下の借入れは、規制対象外とする。

なお、本ガイドラインは、1965年、米英両国の対外投資規制に対処するため導入されたものであるが、最近では、豪州に対する外国直接投資の著増に対抗して、地元資本の参加を促進しようとするね

らいも加味されてきている。

#### ◇ニュージーランド、賦払信用会社規則を制定

ニュージーランド政府は、このほど賦払信用会社規則(Finance Companies Regulations 1969)を新たに制定した。その骨子は次のとおり。

(1) 賦払信用会社とは、月賦販売会社、農業金融会社、自動車販売会社、商事会社および金融業を営むいっさいの個人、法人をさす(銀行、建築組合を除く)。

(2) 賦払信用会社はすべて準備銀行に登録を要するほか、業務報告書の提出が義務づけられる。

(3) 賦払信用会社は借入れ額(50千NZドル以上)の一定割合を国債で保有することとし、この比率は、25%をこえない範囲内で準備銀行が決定する。比率は現在2.5%であるが、今後四半期ごとに漸次引き上げ、1970年6月30日には10%とする。

なお、今回の措置は、同国における銀行以外の金融機関の発達に伴い、これらに対する規制措置を強化し、金融政策手段の多様化を図る見地から採られたものである。